

福岡県公報

令和元年九月十日
第三十七号
増刊
①

目次

告示 (第二百八十五号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定

(財政課) …………… 一

告示

福岡県告示第二百八十五号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月十日

福岡県知事 小川 洋

第一号中「同法第四百四十三条の規定による自動車取得税交付金、同法第四百四十四条の六十の規定による軽油引取税交付金」を「同法第四百四十四条の六十の規定による軽油引取税交付金、同法第七十七条の六の規定による環境性能割交付金」に改め、同号の次に次の一号を加える。

1の2 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法第四百四十三条の規定による自動車取得税交付金